

# 令和 7 年度 障がい福祉サービス事業所等 運営指導等の実施状況について

## 1. 対象事業所・施設

- 障害者総合支援法に規定するサービス事業所・施設 308 事業所<sup>※</sup>
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所 83 事業所<sup>※</sup>

※令和 7 年度松江市社会福祉法人等指導監査実施計画におけるサービス種別ごとの事業所・施設数

## 2. 運営指導での指摘区分

対象事業所について、次の①～③の指摘区分で指導・助言を行った。

### ①文書指摘事項

運営指導当日の講評及び後日の文書指摘を行い、改善報告を求めるもの

### ②講評(時)指摘事項

運営指導当日に講評及び後日の文書指摘を行い、改善報告を求めないもの

### ③助言事項

運営指導当日に講評及び後日に文書にて助言を行うもの。

## 3. 実施時期及び指摘件数

### ○実施時期

令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月

### ○実施件数

障害者総合支援法に規定するサービス事業所・施設 106 事業所<sup>※</sup>

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所 30 事業所<sup>※</sup>

### ○指摘件数（概算）

文書指摘事項・・・・・・・・・・631 件

講評（時）指摘事項・・・・508 件

※令和 7 年度松江市社会福祉法人等指導監査実施計画におけるサービス種別ごとの事業所・施設数

## 4. 令和7年度の運営指導の重点指導項目

令和7年度の運営指導では、下記の点について重点的に指導を行いました。

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取組みの推進
  - (ア) 虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
  - (イ) 虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
  - (ウ) 苦情解決の取組みの推進
- キ 防災・防犯対策の充実、強化
  - (ア) 非常時の連絡・避難体制の確立
  - (イ) 消火訓練・避難訓練の適正実施
  - (ウ) 不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
  - (エ) 業務継続計画(自然災害及び感染症)の策定、職員への研修及び訓練の実施、計画の定期的な見直し
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応及び安全計画の策定
  - (ア) 事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
  - (イ) 障害児通所事業所における、安全計画の策定及び車両運用時の児童の所在確認の実施状況
- ケ 利用者預り金の適正な管理
- コ 業務管理体制の整備の確認

## 5. 運営指導における主な指摘事項

### 1. 内容及び手続きの説明及び同意

- ・重要事項説明書の記載内容が運営規程の規定内容と相違していました。
- ・法定代理受領を行わない場合に関することが記載されていませんでした。
- ・利用者と事業所で契約行為を行っていました。

→重要事項説明書に記載されている内容と、運営規程に規定された内容に相違がある事業所が見受けられましたので、整合性をとってください。

→すべてのサービスにおいて、重要事項説明書に法定代理受領を行わない場合に関する事を記載する必要がありますので、記載してください。なお、記載例は以下のとおり

です。

#### 【記載例】

介護給付費等について、事業者が、代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。

→利用契約は事業者（法人）が行うか、権限委譲をしたうえで事業所が行ってください。

### 2. サービスの提供の記録

- ・サービスの提供の記録について、サービス提供の都度、利用者から確認を得ていませんでした。

→サービスの提供の都度記録すべき事業所においては、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度、利用者から確認を得るようにしてください。

### 3. 相談支援の具体的取扱方針

- ・利用者のアセスメントやモニタリングを利用者の居宅等で行っていませんでした。
- ・サービス担当者会議に利用者が同席していませんでした。
- ・福祉サービス提供事業所と相互に計画書が交換されていない利用者がいました。

→アセスメントやモニタリングは、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接し、利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認するようにしてください。

→サービス担当者会議には、原則として利用者本人が同席するようにしてください。

→福祉サービス提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに、相互の会議に出席する等により連携を一層促進してください。また、計画を交付したことがわかるように記録等を残してください。

### 4. 個別支援計画の作成等（個別支援計画未作成減算）

- ・個別支援会議に利用者が同席していませんでした。
- ・個別支援計画の見直しがされていませんでした。
- ・相談支援事業所と相互に計画書が交換されていない利用者がいました。

→個別支援会議に当たっては、原則として利用者が同席したうえで、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めた記録等を残してください。

→サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行ってください。

→相談支援事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに、相互の会議に出席する等により連携強化を図ってください。また、計画を交付したことがわかるように記録等を残してください。

→個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合、当該利用者につき減算となります。個別支援計画の作成の流れが分かるよう記録等を残すようにしてください。

#### 5. 身体拘束等の禁止（身体拘束廃止未実施減算）

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「身体拘束適正化検討委員会」）を開催した記録等が残っていない事業所がありました。
- ・身体拘束等の適正化のための研修（以下、「研修」）について、実施内容の記録がない事業所がありました。

→身体拘束適正化検討委員会を年1回以上開催し、開催概要や検討した内容・結果などについて記録等を残してください。また、検討結果について、従業者に周知する必要がありますので、周知した事が分かるよう記録等を残してください。

→研修を年1回以上実施し、実施内容等を記録してください。研修は年度ではなく直近1年に1回以上実施する必要がありますので、注意してください。

→下記①～④いずれかに該当する場合は、利用者全員について減算になります。

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合に、必要な事項を記録していない場合
- ②身体拘束適正化検討委員会を1年に1回以上開催していない場合
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④研修を1年に1回以上実施していない場合

#### 6. 虐待の防止（虐待防止措置未実施減算）

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下、「虐待防止委員会」）を開催した記録等が残っていない事業所がありました。
- ・虐待防止のための研修（以下、「研修」）について、実施内容の記録がない事業所がありました。

→虐待防止委員会を年1回以上開催し、開催概要や検討した内容・結果などについて記録等を残してください。また、検討結果について、従業者に周知する必要がありますので、周知した事が分かるよう記録等を残してください。

→研修を年1回以上実施し、実施内容等を記録してください。研修は年度ではなく直近1年に1回以上実施する必要がありますので、注意してください。

→下記①～③いずれかに該当する場合は、利用者全員について減算になります。

- ①虐待防止委員会を1年に1回以上開催していない場合
- ②研修を定期的に1年に1回以上実施していない場合
- ③虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない場合

## 障がい福祉サービス事業所における適切な処遇の確保について

令和7年度、市内の障がい福祉サービス事業所等において、職員による利用者への虐待事案及び不適切な事案が確認されています。

各事業所におかれては、利用者への虐待防止及び適切な処遇の確保について、改めて万全を期すとともに、令和4年4月からすべての事業所に対して義務付けられている虐待の発生又は再発を防止するための措置に基づき、虐待防止委員会の設置・定期開催、職員に対する虐待防止に関する研修の実施など、障がい児者に対する人権擁護の確立に取り組んでいただきますようお願いいたします。

厚生労働省による「令和7年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の資料や動画も参考にしてください。

### 【厚生労働省 URL】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00020.html)

## 8. 運営規程

- ・運営規程に規定されている内容が実態と相違していました。
- ・運営規程を変更した際に、市に変更の届出が提出されていませんでした。

→運営規程に規定されている人員配置や利用者から徴収する金額等が実態と相違している事業所が見受けられましたので、実態に合わせて変更してください。なお、従業員の員数は日々変わりうるものであるため、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において「○人以上」と記載することも差し支えありません。

→利用者から徴収する金額については、具体的な金額を規定してください。なお、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されています。

→運営規程を変更した際には、変更の日から10日以内に市に変更届を提出してください。

## 9. 勤務体制の確保等

- ・勤務表で常勤・非常勤の別や管理者等との兼務関係が明確にされていないものがありました。
- ・勤務実績が管理されていない従業者がいました。

→原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

→全ての従業員について、勤務実績を管理してください。兼務している従業員においては、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる場合（管理者とサービス管理責任者の兼務など）を除き、それぞれの職種に従事した勤務実績を明確にしておいてください。

#### 10. 業務継続計画の策定等（業務継続計画未策定減算）

・業務継続計画について、必要な研修や訓練が実施されていない事業所が見受けられました。

→業務継続計画に係る必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上（障害者支援施設は年2回以上）実施し、実施内容等を記録してください。研修及び訓練は、年度ではなく直近1年に1回（又は2回）以上行う必要があります。

→下記①～②のいずれかに該当する場合は、利用者全員について減算になります。

①感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

②業務継続計画に従い必要な措置を講じられていない場合

#### 11. 重要事項の掲示

・サービスの選択に資すると認められる重要な事項の掲示内容が不足していました。

→事業所の利用者又はその家族等に対して見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。なお、重要事項説明書等を綴じたファイルを、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付けることで、掲示に代えることができます。

また、内容が古いものが掲示されているケースがありますので、適宜、最新のものに更新するようにしてください。

→相談支援事業所については、支援の実施状況、相談支援専門員等の有する資格及び経験年数も掲示してください。

#### 12. 衛生管理等

・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下、「感染症対策委員会」）が、定期的開催されていませんでした。

・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練（以下、「研修等」）が、定期的実施されていませんでした。

- 感染症対策委員会を訪問系・相談支援サービス等は概ね6月に1回以上、その他のサービスは概ね3月に1回以上開催し、開催内容等について記録等を残してください。
- 感染症対策委員会の検討結果について、従業者に周知する必要があります。検討した内容や結果、周知した事が分かる記録等を残してください。
- 研修等をそれぞれ訪問系・相談支援サービス等は年1回以上、その他のサービスは年2回以上実施し、実施内容等を記録してください。研修等は、年度ではなく直近1年に1回（又は2回）以上実施する必要があります。
- 基準上必要な感染症対策委員会や研修等の開催・実施頻度を、再度確認してください。

### 13. 地域との連携

- ・障害者支援施設及び共同生活援助事業所について、地域連携推進会議及び事業所の見学会が実施されていませんでした。

- おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議を開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。
- おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けてください。

### 14. 安全計画の策定等

- ・障害児通所支援事業所について、車両送迎や水遊び等の事業所内外での事故を防止するためのマニュアルや不審者侵入時の緊急的な対応のマニュアルが策定されていませんでした。
- ・活動や事業所等の設備や危険箇所等について、安全点検を行った記録がありませんでした。

- リスクの高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、車両送迎等）での従業者が気をつけるべき点、役割分担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入、火事（119番通報）等）を想定した従業者の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルを策定してください。
- 活動や事業所等の設備や危険箇所については、少なくとも毎学期1回（年3回）以上の頻度で定期的に確認・点検をしてください。また、チェックリストを活用する等して、記録を残してください。
- 「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」等を参考に、各事業所における安全管理対策を実施してください。

### 15. 事故発生時の対応

- ・サービス提供中に受診を伴う事故が発生していましたが、市へ報告されていませんでした。

→サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、市へ事故報告をするようにしてください。なお、市への報告基準等については、ホームページをご確認ください。

【松江市 URL】

[https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkofukushibu\\_shogais hafukushika/shogai\\_fukushijigyoshamuke/2/15417.html](https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkofukushibu_shogais hafukushika/shogai_fukushijigyoshamuke/2/15417.html)

#### 16. 情報の提供等（情報公表未報告減算）

- ・情報公表システムの「事業所等の財務状況」や「障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等」が未入力である事業所がありました。

→情報公表システムの各項目に入力し、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行ってください。なお、必須の報告項目について報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合は利用者全員について減算になります。

#### 17. 給付費等の算定及び取扱い

- ・生活介護サービス費及び放課後等デイサービス費の算定に係る所要時間の区分について、実際のサービス提供時間を基に算定されていました。
- ・送迎加算（Ⅰ）の算定にあたり、1回の送迎について、平均10人以上の送迎を満たしていない事業所がありました。
- ・欠席時対応加算の算定にあたり、利用者または家族から欠席の連絡があった際に、利用者（児）の状況、相談援助の内容等の記録が残っていない事業所がありました。

→生活介護サービス費及び放課後等デイサービス費の算定に係る所要時間の区分については、現に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間を基に算定するようにしてください。個別支援計画に位置付けられた標準的な時間と実際のサービス提供時間が合致しない状況が続く場合は、個別支援計画の見直しを検討してください。なお、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況、通院・リハビリの状況など、やむを得ない事情により、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこととされています。市としても

【参考1】指定生活介護の基本報酬の算定に係る標準的な時間の取扱いについて  
(通知)

→送迎加算（Ⅰ）については、当該月において、次の①及び②のいずれにも該当する場合に算定ができます。また、送迎加算（Ⅱ）については、次の①又は②のいずれかに該当する場合に算定できます。

- ① 1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所に

あつては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用

#### ②週3回以上の送迎を実施

- 欠席時対応加算の算定にあたっては、電話等により利用者(児)の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、相談援助の内容等の記録を残してください。
- 報酬の算定にあたっては、事業者の責任において要件を満たしていることを確認したうえで、算定してください。届出をもって要件を満たすものではなく、事後的であっても運営指導等において要件を満たさないことが判明した場合は、報酬の返還の対象となります。

## 6. その他

- ・令和7年度に就労継続支援事業所及び共同生活援助事業所に係るガイドラインが、厚生労働省より発出されています。その他のサービスにも共通する部分がありますので、参考にしていただき事業所の適切な運営や支援に努めてください。  
【参考2】指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて  
【参考3】共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン
- ・就労移行支援事業及び就労継続支援事業における在宅支援については、厚生労働省より要件遵守の徹底が示されていますので、適切な支援の実施に努めてください。  
【参考4】就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における在宅支援の要件遵守の徹底について
- ・松江市においては、令和8年4月1日以降に契約された内容については、契約内容報告書の提出が不要となっています。なお、提出は省略されますが、事業所においては契約内容の記録を適切に保存・管理いただきますようお願いいたします。  
【参考5】障がい福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について
- ・松江市においては、障がい福祉サービス等事業者の負担軽減に向けた取り組みとして、指定申請や変更の届出等については、厚生労働大臣及びこども家庭長官が定めた様式を活用しています。
- ・行政機関からの通知等について、各事業所へメールで送付しています。必ず目を通すようにしてください。なお、登録事項に変更が生じた場合は届出が必要です。
- ・各事業所からの質問は、窓口・電話では原則受付しておりません。質問票にてご質問頂くようお願いいたします。なお、質問票には質問に対する事業所の見解を必ず記載してください。